

広島県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中筒賀下線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字下筒賀字高下平二二 九二番五地先から 山県郡安芸太田町大字下筒賀字高下平一一 九二番五地先まで	四・〇〇〇 一 六・一〇〇	三・八〇〇 四 ・三〇		二二・〇〇	拡張